

募集広報等

昭57.4.19陸幕募第46号

高等学校新規卒業予定者に対する募集広報について（通達）

標記について、かねてより実施時期及び方法等について留意してきたところであるが、昭和57年4月8日文部・労働両省の主管課長から人事教育局人事第2課長に対し口頭申し入れが行われたので、その要旨及びその際の口頭回答要旨を別紙のとおり送付する。

なお、基本的考え方は従来と異なるものではないが、今後さらに、各都道府県自衛官募集担当課、教育委員会等との連携を密にし、2土募集対象校を計画的に訪問し、所要の自衛官募集が行えるよう協力依頼を実施するなど、遺憾のないよう業務をすすめられたい。

添付書類：別紙第1、別紙第2

別紙第1

文部省職業教育課長・労働省業務指導課長の防衛庁
人事第2課長への口頭申し入れ（要旨）

昭和57年4月8日

高等学校新規卒業者に係る自衛官の募集について

文部・労働両省においては、かねてから高等学校新規卒業者の就職に関し、民間事業所等に対して、募集・選考開始の期日を厳守することをはじめ、家庭訪問を行わないなど、秩序ある求人活動が行われるよう指導を行っているところである。

自衛官の募集については、防衛庁が自衛隊法に基づいて行えることになっているが、文部・労働両省としては、高等学校新規卒業者に係る自衛官の募集についても、教育的観点から民間事業所と同様に、所定の時期に学校を通じて学校の協力の下に行われることが適当と考えるので、募集活動について行き過ぎないよう特段の理解と協力を願いたい。

なお、文部・労働両省は高等学校において自衛官の募集についても、民間事業所等と同様公平に取り扱うよう、今後とも都道府県教育委員会等の関係機関に対して指導の徹底を努めていきたい。

防衛庁人事教育局人事第2課長から文部省職業
教育課長・労働省業務指導課長への口頭回答（要旨）

昭和57年4月8日

高等学校新規卒業予定者に係る自衛官の募集について

- 1 自衛官の募集については、職業安定法の適用を除外され、自衛隊が自ら募集を行うこととされている。したがって、自衛官募集は本来自衛隊が自衛隊法等に基づく独自の組織により自己の責任においてこれを全面的に行うべきものであって、民間事業所等の求人活動とは異なるものである。
- 2 募集対象が新規高校卒業予定者である場合は、在学中のことであり、基本的には所定の時期に学校を通して学校の協力の下に募集活動を行うことが望ましいと考えているが、多くの学校において協力を断られたり、十分な協力を得られにくい現状にあるため、自衛隊としては家庭訪問等により直接個々に広報せざるを得ないのが実情である。

募集活動については従来から行き過ぎがないように指導してきたところであるが、今後とも一層留意してまいりたい。

- 3 文部・労働両省におかれては、このような実情を御理解いただき、学校を通しての学校の協力の下に所要の自衛官募集が行えるよう特段の御配慮を願いたい。

なお、自衛隊においては、学校の十分な理解と協力が得られるよう今後とも各学校当局に働きかけてまいりたい。

自衛隊は年間2万人を超える新規隊員を募集しているが、良質隊員を確保するためには、新規高校卒業予定者に対する募集努力を続けなければならないので、この点御理解と御協力を賜りたい。

<労働所職業安定局「職業行政安定手引」(平5.2.6) 抜すい>

新規学校卒業者の職業紹介 (参考資料)

第1章 新規学校卒業者の職業紹介業務における基本的事項

第1節 基本的事項

1 新規学校卒業者の職業紹介の意義

新規学校卒業者の就職は、その将来を左右する重要な問題であり、学校における教育や、家庭、地域社会における社会的啓蒙の過程において十分な配慮が必要である。また、その職業紹介にあたっては、新規学校卒業者が職業に対する知識経験の乏しい事から、新規学校卒業者に対し適性と能力に応じた職業選択ができるよう職業指導を計画的に行う必要があり、また求人者に対しても就職者が職場でその能力が十分に発揮されるような受入体制の整備についての指導を行う特別な配慮を必要とし、さらに就職後においても、新規学校卒業者に早期かつ安易な離転職の傾向もみられるため、その職業への適応性の増大をはかり、立派な職業人、社会人としての育成のための接助を行っていく必要がある。

一方、新規学校卒業者の需給関係は、そのひっ迫に加え、地域間において非常な不均等があり、これに対処し適格な職業紹介を行うためには、職業安定機関が中心となって全国的視野からその需給の調整等を行い、業務の円滑な推進をはかっていく必要がある。

このように、新規学校卒業者の職業紹介は、新規学校卒業者個人にとってもまた社会的にも非常に重要な意義を有しているものであり、その業務の運営にあたっての職業安定機関に課せられた使命は非常に大きいといえよう。

2 新規学校卒業者職業紹介業務の取扱範囲

(1) 新規学校卒業者の職業紹介において、取扱いの対象となる「新規学校卒業者」は、学校教育法第1条の規定による中学校、高等学校(以下「高校」という。)、高等専門学校、大学、盲学校、聾学校及び養護学校(盲学校、聾学校、養護学校にあたっては、その中学部及び高等部とする。以下同じ。)の新規卒業予定者及び卒業生の4月末日(新規学校卒業者の職業紹介特別取扱期間)まで求職活動を続ける新規卒業者とする。

なお、上記の学校の一般在学生及び卒業者並びに上記以外の学校(たとえば各種学校)の新規卒業者等は、ここでいう「新規学校卒業者の職業紹介」の対象範囲には含まれない。

(2) 船員職業安定法第6条第1項に規定する船員として就職しようとする新規学校卒業者及びその他の法令により特別の採用方法が定められている職業(たとえば国家公務員、地方公務員、自衛隊員等)に就職しようとする新規学校卒業者は、ここでいう、「新規学校卒業者の職業紹介」の対象範囲には含まれない(職業安定法第62条、同第31条の2)。

ただし、上記に就職しようとする新規学校卒業者であっても、退職にいたるまでの間における職業指導の過程においては、当然その対象範囲に含まれるものであり、また、結果的に上記に就職することになった者であっても、他の職業につく可能性が皆無となるまでは、対象範囲に含まれる。

3 職業安定法の規定に基づく新規学校卒業者の取扱方法

新規学校卒業者の職業紹介の取扱いとしては、職業安定法の規定により次の方法がある。

(1) 職業安定機関が行う場合

イ 職業安定法第25条の2の規定に基づき公共職業安定所(以下「安定所」という。)が行う方法
安定所が職業紹介を行うもので、新規学校卒業者の職業紹介の取扱いの原則である。

ロ 職業安定法第 25 条の 3 の規定に基づき学校の長が安定所の業務の一部を分担して行う方法

安定所が学校にその業務の一部を分担させ、それに基づき学校が職業紹介を行うものであって、分担する業務の範囲は限定されている。

(2) 職業安定法第 33 条の 2 の規定に基づき学校の長が行う場合学校が自らの事業として、職業紹介を行うものであり、この職業紹介については、職業安定機関の監督指導を受ける。

以下、各章において述べる内容は、職業安定法第 25 条の 2 及び第 25 条の 3 の規定に基づいて職業安定機関が新規学校卒業者の職業紹介を行う場合並びに第 33 条の 2 の規定に基づき学校の長が行う無料の職業紹介事業に対し、職業安定機関が必要に応じ協力する場合における業務の運営に関するものである。

第 5 節 求人秩序の確立に関する基本的事項

1 基本方針

最近における新規学校卒業者の需給関係は、著しくひっ迫し、求人の充足は極めて困難となっているが、このような労働力需給事業を背景として、一部では、求人者の求人活動が無秩序に行われているが、このことは、学校教育上支障を及ぼすとともに、新規学校卒業者の適正な職業選択を阻害する要因ともなるので、職業安定機関は、新規学校卒業者を対象とする求人活動については、関係各機関との連携を図りつつ公正かつ適正な活動が行われるよう必要な指導規制を行うものとする。

(1) 家庭訪問の禁止

求人者又はその委託を受けた者が直接家庭訪問し、新規学校卒業者を対象とする求人活動を行うことは、これを禁止するものとする。

(2) 利益供与の禁止

求人者又はその委託を受けた者が、新規学校卒業者、その他の関係者に対し、金品又は利便の供与を行うことにより、新規学校卒業者の求人活動を行うことは、これを禁止するものとする。

(3) 学校訪問についての指導

求人者又はその委託を受けた者が行う求人活動としての学校訪問については、中学校にあっては職業指導上必要と認められる場合以外はこれを規制する方針で進めるとともに、高等学校についても、地域、学校の実情により必要に応じてこれを指導するものとし、具体的には都道府県段階で関係各機関と協議のうえ、その内容を決定するものとする（43 頁、第 2 章第 11 節、58 頁、第 3 章第 11 節参照）。

(4) 駐在員に対する指導

安定所は、企業が配置する現地労務担当者（駐在員）に対して、その活動が適正に行われるよう指導するものとする（45 頁、第 2 章第 11 節参照）。

(5) 文書募集に対する指導

求人者が新規中学校、高校卒業者を対象として、新聞広告等による文書募集を行うことについては、新規学校卒業者が、職業生活に対する知識、職業選択に対する判断力等に乏しいため、職業につくにあたっては特別の指導を加える必要があることから、年間を通じてこれを行わないよう求人者に対して強力に指導するものとする。

なお、文書募集における新規学卒としての取扱いは、当該卒業年の 3 月末日までとする。

2 求人者に対する指導

職業安定機関は、学校と協力し、前記 1 の基本方針により、求人者に対し、あらゆる機会を通じてその周知と徹底を図るよう強く指導するものとする。

3 就職希望者及び保護者に対する啓蒙指導

職業安定機関は、学校の協力を得て、職業相談、父兄会その他の機会を利用し、職業選択の意義、求人者の不公正求人活動の形態とその弊害及び不公正求人活動が行われた場合における学校又は安定所への通報等について広く啓蒙指導を行い適正な職業紹介の推進に協力を求めるものとする。

4 求人秩序を乱す行為に対する措置

- (1) 安定所は、常時管内学校との連けいを保ち、求人活動の状況及び不公正な求人活動の実態についての情報の入手に務めるものとする。
- (2) 安定所は、不公正な求人活動をは握したときは、これを行った求人者の名称、不公正な求人活動の概要等を、様式11により求人者管轄安定所に通報するものとする。
- (3) 前記(2)の通報を受けた安定所は、直ちに求人者に対し、改善のための指導を行うものとする。
- (4) 学校管轄安定所は、不公正求人活動を行った求人者に対して、不公正求人活動の内容、従前の求人活動の状況等に応じ、(5)の措置基準により次の措置をとるものとする。

イ 注意

安定所は、不公正求人活動を行った求人者に対し、その行為が求人秩序を乱すものであることを説明するとともに、求人秩序の確立を図るため、かかる行為を是正するよう注意する。

ロ 嚴重注意

安定所は、不公正求人活動を行った求人者に対し、始末書(様式適宜)の提出を求めるとともに、再度不公正求人活動を行った場合は、紹介停止の措置を講ずる旨を警告する。

ハ 紹介停止

安定所は、きわめて悪質な不公正求人活動を行った求人者に対しては、当該年度の新規中学校、高等学校卒業者の職業紹介を停止する。

ただし、当該年度において紹介停止を行うことができない事情がある場合は、翌年度に紹介停止を行うものとする。

安定所は紹介停止の措置を講ずる事情が発生したとき、又は不公正求人活動の内容が(5)の措置基準では判断できない場合は、都道府県職業安定主務課と協議するものとする。

なお、紹介停止を行った場合は、都道府県は本省及び関係都道府県を通じて求人者管轄安定所に、直ちにその状況を前記様式11により報告及び通報するものとする。

- (5) 不公正求人活動を行った求人者に対する措置については、別途定める基準によるものとする。